

寒冷地手当の支給に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、職員給与規程（平成18年規程第4号。以下「給与規程」という。）第36条の規定に基づき、寒冷地手当の支給について定めることを目的とする。

(寒冷地手当の支給対象)

第2条 寒冷地手当は、毎年11月から3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において、給与規程別表第7に所在する事務所に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）に対し、予算の範囲内で支給する。

(寒冷地手当の額)

第3条 前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分 (市町村名)	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地 (北海道旭川市)	29,400円	16,200円	11,500円
2級地 (北海道札幌市、北海道釧路市、北海道二海郡八雲町（ただし、旧北海道爾志郡熊石町を除く。）)	26,000円	14,500円	9,800円
3級地 (北海道函館市、北海道檜山郡江差町)	25,100円	14,300円	9,600円
4級地 (青森県青森市、青森県むつ市、青森県西津軽郡鱒ヶ沢町、岩手県盛岡市、岩手県大船渡市、秋田県鹿角市、山形県山形市、福島県会津若松市、新潟県佐渡市)	19,800円	11,400円	8,200円
備考 「扶養親族のある職員」には、給与規程第30条第1項に規定する単身赴任手当を支給される職員で、支給地域以外に居住する扶養親族の住居と国家公務員の寒冷地手当に関する			

法律（昭和24年法律第200号）の別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との最短距離が60キロメートル以上離れているものは該当しない。同項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって、同様の事情にあるものも同じである。

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 給与規程第42条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員

前項の規定による額にその者の俸給等の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額

(2) 給与規程第8条の適用を受ける職員

前項の規定による額からその半額を減じた額

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第1項の規定による額を次に掲げる場合に該当した月の現日数から職員就業規則（平成18年規程第13号）第35条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(4) 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、給与規程第42条第2項又は第3項の規定による割合が変更された場合

（支給日等）

第4条 寒冷地手当は、基準日の属する月の給与規程第6条第1項で定める支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給定日に支給することができないときは、支給定日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて前条第2項各号に掲げる職員のいずれかに該当している職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成18年4月10日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年細則第8号)

(施行期日)

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年細則第14号)

(施行期日等)

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 この細則による改正後の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年細則第11号)

(施行期日)

この細則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成24年細則第4号)

(施行期日等)

- 1 この細則は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 第3条の表の地域の区分(市町村名)欄の4級地の項中、青森県八戸市の次に青森県むつ市を加える改正は、平成23年11月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成26年細則第4号)

(施行期日)

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成27年細則第9号)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当該附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧寒冷地等在勤等職員 前項の施行日の前日において第3条に掲げる地域に在勤する職員(常勤職員に限り、再雇用職員を除く。)をいう。
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 第2条に該当する職員(常勤職員に限り、再雇用職員を除く。)をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - (4) みなし寒冷地手当額 次項又は第4項に規定する者につき、第3条第1項に規定する4級地をその地域の区分と、基準日(第2条に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の前項の施行日の前日以降における世帯等の区分(第3条第1項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、第3条第1項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、第3条第1項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

3 基準日（その属する月が平成28年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、第1項の施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

4 基準日（その属する月が平成28年11月から平成30年3月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、第1項の施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成28年11月から平成29年3月まで	平成29年11月から平成30年3月まで
6,000円	12,000円

5 第3条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは「附則（日本司法支援センター平成27年細則第9号における附則をいう。以下同じ。）第3項又は第4項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「附則第3項又は第4項」と、「同条第2項」とあるのは「給与規程第42条第2項」と、同項第2号中「前項」とあるのは「附則第3項又は第4項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第3項又は第4項及び同条第3項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「附則第3項又は第4項」と、同項第1号から第3号中「前項各号」とあるのは「附則第5項において読み替えて準用する前項各号」と、同項第4号中「前項第1号」とあるのは、「附則第5項において読み替えて準用する前項第1号」と読み替えるものとする。

6 前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、第1項の施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、同項の施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（前3項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（補則）

7 前6項に定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

附 則（日本司法支援センター平成27年細則第11号）

（施行期日）

この細則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年細則第2号）

(施行期日)

この細則は、平成28年2月15日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター令和2年細則第1号)

(施行期日)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター令和7年細則第1号)

(施行期日等)

- 1 この細則は、令和7年1月16日から施行する。
- 2 改正後の寒冷地手当の額は、令和6年11月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年12月1日において在職している職員に適用する。

附 則 (日本司法支援センター令和7年細則第8号)

(施行期日)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 旧寒冷地等在勤等職員 改正前の寒冷地手当の支給に関する細則第3条に掲げる地域に在勤する常勤職員、定年前再雇用短時間勤務職員又は暫定再雇用短時間勤務職員をいう。
 - (2) 新寒冷地等在勤等職員 第2条に該当する常勤職員、定年前再雇用短時間勤務職員又は暫定再雇用短時間勤務職員をいう。
 - (3) 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
 - (4) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日(第2条に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下同じ。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、前項の施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者(再雇用職員にあつては、前項の施行日の前日において常勤職員(暫定再雇用職員を除く。)であった者に限る。)をいう。
 - (5) みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、第3条第1項に規定する4級地をその地域の区分と、基準日におけるその基準世帯等区分(当該者の前項の施行日の前日以降における世帯等の区分(第3条第1項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、同項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 3 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	令和8年11月から令和9年3月まで
6,600円	13,200円

- 4 第3条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは「附則（日本司法支援センター令和7年細則第8号）（以下「附則」という。）第3項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「附則第3項」と、「同条」とあるのは「給与規程第42条」と、第2項第2号中「前項」とあるのは「附則第3項」と、第3条第3項中「前2項」とあるのは「附則第3項及び附則第4項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「附則第3項」と、同条3項第1号から第3号中「前項各号」とあるのは「附則第4項において読み替えて準用する前項各号」と、同項第4号中「前項第1号」とあるのは「附則第4項において読み替えて準用する前項第1号」と読み替えるものとする。
- 5 前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、第1項の施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、同項の施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（前3項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、第1項の施行日の前日において常勤職員（暫定再雇用職員を除く。）であった者に限る。）に対しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（補則）

- 6 前5項に定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じるものとする。

以上